

# 取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援します。

## 対象者

関連企業の倒産に伴い、  
影響を受けている方

取引企業倒産時の  
セーフティネット。

融資限度額

1億5千万円

(直接貸付と代理貸付を合わせて)

金利

長期固定

融資期間

10

年以内

(うち据置期間3年以内)

# 日本政策金融公庫 中小企業事業の 取引企業倒産対応資金

## ご利用いただける方

関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方で、次のいずれかに当てはまる方

- (1) 倒産した企業\*に対して、営業債権などを 50 万円以上有している方
- (2) 倒産企業との取引額（売上高または仕入額）が、全取引額の 20%以上を占める方
- (3) 倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金などの債権を有する方
- (4) 倒産企業の債務を保証している方
- (5) 倒産企業の設置する商業施設などに入居し、倒産企業の業況悪化の影響を受けるおそれがある方
- (6) 倒産企業から受注予定の商品、役務などが企業倒産により取り消された方

※ 倒産した企業とは、事業の経営上なんらかの行き詰まり状態に陥り、かつ、次のいずれかに当てはまる企業をいいます（なお、倒産企業は、原則として、借入申込み受付前 1 年以内に倒産した企業に限ります）。

- 手形交換所より取引停止処分を受けた企業
- 会社整理開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあった企業
- 特別清算開始または破産手続開始の申立てがあった企業
- 債権者会議を開催して内整理に入ったものまたは経営者の行方不明などにより事実上事業の継続が困難となった企業

## ご利用いただける資金<sup>(注1)</sup>

関連企業の倒産に伴い緊急に必要な長期運転資金

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

## 融資の条件<sup>(注2)</sup>

- 融資限度額 1億5千万円  
(直接貸付と代理貸付を合わせて)
- 融資利率 基準利率
- 融資期間 運転資金 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

## その他

### ■保証人

直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

## 融資のお申し込み

- 直接貸付  
日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付  
日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)  
 0120-154-505